

第53回 定時株主総会 招集ご通知

日時 2022年3月23日（水曜日）午前10時
※受付開始時間 午前9時30分

場所 兵庫県尼崎市昭和通2丁目7番1号
都ホテル尼崎 3階 鳳凰の間

- 決議事項**
- 第1号議案 定款一部変更の件
 - 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
 - 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
 - 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
 - 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額改定の件
 - 第6号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬および固定株式報酬の額ならびに内容改定の件

- 目次**
- P.1 第53回定時株主総会招集ご通知
 - P.8 株主総会参考書類
 - P.25 事業報告
 - P.53 計算書類
 - P.57 監査報告書

メック株式会社



証券コード 4971

新型コロナウイルス感染症への対応について
当株主総会における新型コロナウイルス感染症防止の対応につきましては、6頁をご覧ください。

(証券コード 4971)
2022年3月1日

株 主 各 位

兵庫県尼崎市杭瀬南新町3丁目4番1号
メ ッ ク 株 式 会 社
代表取締役社長 前 田 和 夫

第53回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申し上げます。

さて、当社第53回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、後述のご案内に従って2022年3月22日（火曜日）午後5時20分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年3月23日（水曜日）午前10時（受付開始時間 午前9時30分）
2. 場 所 兵庫県尼崎市昭和通2丁目7番1号
都ホテル尼崎 3階 鳳凰の間
(末尾の定時株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第53期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第53期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）
計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額改定の件
- 第6号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬および固定株式報酬の額ならびに内容改定の件

4. 議決権行使についてのご案内

- (1) 書面による議決権行使の場合
同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年3月22日（火曜日）午後5時20分までに到着するようご返送ください。
- (2) インターネット等による議決権行使の場合
インターネット等により議決権を行使される場合には、別添（5頁）の「インターネット等による議決権行使について」をご高覧のうえ、2022年3月22日（火曜日）午後5時20分までに行使してください。
書面とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等によって複数回数またはパソコンとスマートフォンで重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権としてお取扱いいたします。
- (3) 議決権の不統一行使を行う株主様は、株主総会の日の3日前までに、書面をもってその旨および理由をご通知ください。

以上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
 - ◎ 事業報告、連結計算書類、計算書類および株主総会参考書類に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.mec-co.com/>) に掲載いたしますのでご了承ください。
 - ◎ 当社は、法令および当社定款第15条の規定に基づき、提供すべき書面のうち次に掲げる事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.mec-co.com/>) に掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知の添付書類には記載しておりません。
 - ①事業報告の「会社の株式に関する事項」「会社の新株予約権等に関する事項」「会社の支配に関する基本方針」
 - ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
 - ③計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」なお、監査等委員会は本招集ご通知の添付書類に記載した事業報告、連結計算書類および計算書類の他、上記①、②および③についても監査しております。また、会計監査人は本招集ご通知の添付書類に記載した連結計算書類、計算書類の他、上記②および③についても監査しております。

議決権行使についてのご案内

議決権の行使には以下の3つの方法がございます。

株主総会にご出席になる場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出

日時

2022年3月23日（水曜日）
午前10時

株主総会にご出席にならない場合



議決権行使書用紙を郵送する場合

同封の議決権行使書用紙に
各議案に対する賛否をご表示のうえ投函

行使期限

2022年3月22日（火曜日）
午後5時20分到着分まで



インターネット等による議決権行使の場合
（パソコンまたはスマートフォン）

各議案に対する賛否をご入力
行使方法につきましては、5頁をお読みください。

行使期限

2022年3月22日（火曜日）
午後5時20分入力分まで

ご注意

1. 当日ご出席の場合は、郵送またはインターネット等による議決権行使のお手続きはいずれも不要です。当日、議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。
2. インターネットに関する費用（接続料金、通信料金等）は、株主様のご負担となります。
3. インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、ご利用いただけない場合があります。

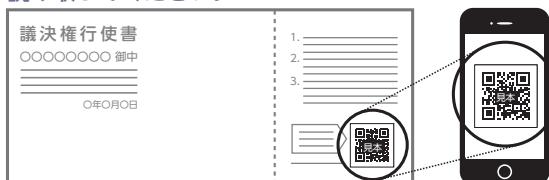
以上

インターネット等による議決権行使について

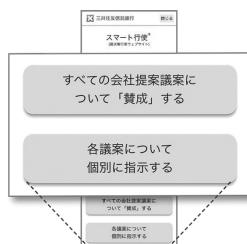
QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですが右記の「議決権行使コード・パスワードを入力する方法」により、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、右記の議決権行使ウェブサイトへアクセスできます。

※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

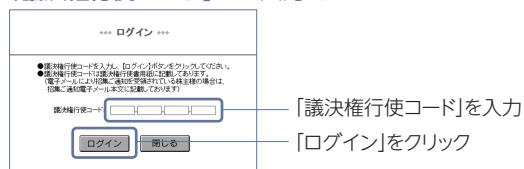
議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

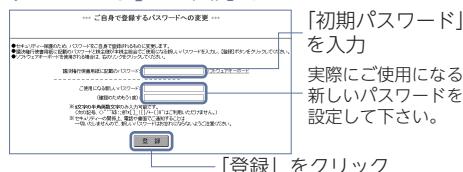
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙の裏面左下に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙の裏面左下に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

その他のご照会には、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

- ① 証券会社に口座をお持ちの株主様
株主様の口座のある証券会社にお問い合わせください。
- ② 証券会社に口座のない株主様 (特別口座をお持ちの株主様)
三井住友信託銀行 証券代行部
☎ 0120-782-031 (受付時間 9:00~17:00 土日休日を除く)

議決権電子行使プラットフォームのご利用について (機関投資家の皆様へ)

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

当社株主総会における新型コロナウイルス感染防止への対応について

<株主様へのお願い>

- ・株主総会へのご出席を検討されている株主様におかれましては、当日までの健康状態にご留意いただき、ご自身の体調をお確かめのうえ、くれぐれもご無理をなされませんようお願いいたします。
- ・ご高齢の方や基礎疾患がある方、妊娠されている方におかれましては、株主総会へのご出席をお控えください。
- ・株主総会の議決権行使は、書面またはインターネット等による方法もございますので、そちらのご利用も併せてご検討ください。行使期限は2022年3月22日（火）午後5時20分到着または受付分までです。

<ご来場される株主様へのお願い>

- ・ご来場の株主様におかれましては、マスクの持参・着用とアルコール消毒液の使用、入場前の検温について、ご協力をお願いいたします。マスク未着用の場合はご入場をお断りさせていただく場合がございます。
- ・ご来場の株主様で体調不良と見受けられる方には、運営スタッフがお声掛けをさせていただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。

<当社の対応について>

- ・株主総会の運営スタッフは、検温等の体調確認を行ったうえ、マスク着用で対応させていただきますので、ご理解くださいますようお願いいたします。
- ・受付において、体温を計測させていただきます。37.5℃以上の発熱が確認された場合はご入場をお断りさせていただきます。
- ・株主総会の議事は、感染症の拡大を避けるため例年よりも短時間で行う予定としております。議事における報告事項（監査報告を含みます）の詳細な説明は省略させていただきますので、ご了承くださいますようお願いいたします。
- ・今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、インターネット上の当社ホームページ（<https://www.mec-co.com/ir/general-meeting/>）にてお知らせいたします。
- ・ご来場の株主様へのお土産のご提供は取りやめとさせていただきます。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

株主の皆様へ

株主還元について

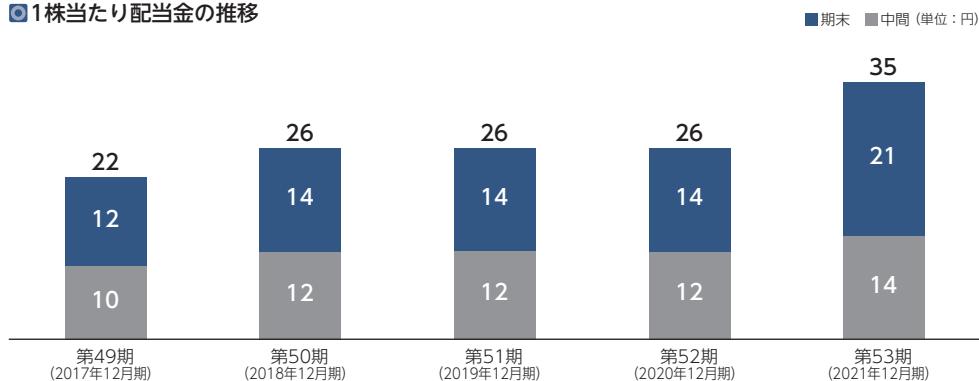
株主還元方針

当社は連結配当性向30%を中期的目標として利益を積極的に株主還元する方針です。

配当の状況

第53期の年間配当金を、第52期の26円から9円増額し、35円とさせていただきます。

1株当たり配当金の推移



株主優待制度のご案内

12月31日現在の株主名簿に記載または記録された株主様を対象に、保有株式数の区分に応じて年に1度、QUOカードを贈呈いたします。発送は毎年3月末頃を予定しております。

保有株式数	優待内容
100株以上1,000株未満	QUOカード 1,000円分
1,000株以上	QUOカード 2,000円分

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行され、株主総会資料の電子提供制度が導入されることに伴い、次のとおり定款を変更するものであります。
- ① 変更案第15条は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨および書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
 - ② 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第15条)は不要となるため、これを削除するものであります。
 - ③ 上記に伴う効力発生日等に関する附則を設けるものであります。
- (2) 経営体制およびコーポレート・ガバナンス体制の一層の強化を目的として、現行定款第18条(取締役の員数)に定める取締役(監査等委員である取締役を除く。)の員数を6名以内から8名以内に変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>	<p>【削 除】</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">【新 設】</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第18条 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は<u>6</u>名以内とし、監査等委員である取締役は4名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">【新 設】</p>	<p style="text-align: center;">(株主総会資料の電子提供措置等)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。</p> <p>当社は、電子提供措置をとる事項のうち、法務省令により、書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことが認められている事項の全部または一部を同書面に記載することを要しないものとする。</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第18条 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は<u>8</u>名以内とし、監査等委員である取締役は4名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(株主総会資料の電子提供措置に関する経過措置等)</p> <p>第1条 現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更案第15条（株主総会資料の電子提供措置等）の新設は、<u>2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p>2. <u>前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</u></p> <p>3. <u>本附則は、2022年9月1日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、すべての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位および担当
1	再任 前 田 和 夫 まえ だ かず お	代表取締役社長 最高経営責任者
2	再任 中 川 登志子 なか がわ としこ	取締役兼常務執行役員経営企画本部長
3	再任 住 友 貞 光 すみ とも さだ みつ	取締役兼常務執行役員事業本部長
4	再任 北 條 俊 彦 ほう じょう とし ひこ	独立社外取締役

候補者 番号	ふ り が な 氏 (生 年 月 日)	略 歴、 地 位、 担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社 の 株 式 数
1	<div data-bbox="258 352 334 387" style="background-color: #4a69bd; color: white; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> ま え だ か ず お 前 田 和 夫 (1962年 4月 15日)	2000年 1月 当社入社 2000年 4月 当社社長室室長 2000年 6月 当社取締役社長室室長 2001年 4月 当社常務取締役 2002年 6月 当社代表取締役社長 2011年 4月 当社代表取締役社長兼研究開発本部長 2012年 6月 当社代表取締役社長（現任） 2015年 7月 当社最高経営責任者（現任） [重要な兼職の状況] MEC TAIWAN COMPANY LTD.代表取締役 MEC EUROPE NV.取締役 MEC SPECIALTY CHEMICAL(THAILAND) CO.,LTD.代表取締役	726,900株
<p>【候補者とした理由】 前田和夫氏は、2002年6月に当社の代表取締役社長に就任して以来、取締役会の議長として、その活性化およびコーポレート・ガバナンスの強化等に注力してまいりました。また、最高経営責任者として、強力なリーダーシップで長期にわたり経営の指揮を執り、グループ全体の安定的な成長と企業価値の向上を図ってまいりました。これらのことから、同氏を適切な人材と判断し引き続き取締役候補者いたしました。</p>			

候補者 番号	ふ り が な 氏 (生 年 月 日)	略 歴、 地 位、 担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社 の 株 式 数
2	<p style="text-align: center;">再任</p> <p>な かがわ としこ 中 川 登 志 子 (1961年 8月 3日)</p>	<p>1984年 4月 当社入社</p> <p>2004年 4月 当社研究開発センター長</p> <p>2004年 6月 当社執行役員研究開発センター長</p> <p>2010年 6月 当社常務執行役員研究開発センター長</p> <p>2011年 4月 当社常務執行役員事業本部長</p> <p>2011年 7月 当社常務執行役員事業本部長兼業務サポート室長</p> <p>2012年 4月 当社常務執行役員事業本部長兼事業企画室長</p> <p>2013年 4月 当社常務執行役員研究開発本部長兼企画室長</p> <p>2014年 6月 当社取締役兼常務執行役員研究開発本部長兼企画室長</p> <p>2015年 7月 当社取締役兼常務執行役員企画室長兼イノベーション室長</p> <p>2016年10月 当社取締役兼常務執行役員経営企画本部長 (現任)</p> <p>[重要な兼職の状況]</p> <p>MEC TAIWAN COMPANY LTD.取締役</p> <p>MEC(HONG KONG)LTD.取締役</p> <p>MEC FINE CHEMICAL(ZHUHAI)LTD.取締役</p> <p>MEC CHINA SPECIALTY PRODUCTS(SUZHOU) CO.,LTD.取締役</p> <p>MEC EUROPE NV.取締役</p> <p>MEC SPECIALTY CHEMICAL(THAILAND) CO.,LTD.取締役</p>	61,600株
<p>【候補者とした理由】</p> <p>中川登志子氏は、当社取締役として、研究開発に関する深い知見を活かし、中期経営計画策定・推進による企業価値の向上に多大な貢献をしております。また、経営企画本部長として当社の戦略人事の実施やガバナンスの持続的改善、ICT活用の推進や積極的なIR活動等、当社のグループ経営の基盤整備および企業価値の向上に努めてまいりました。さらに、2020年4月からは経理財務部門も管掌し、より信頼性の高い組織づくりに努めてまいりました。これらのことから、同氏を適切な人材と判断し、引き続き取締役候補者いたしました。</p>			

候補者 番号	ふり が な 氏 (生 年 月 日)	略 歴、 地 位、 担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社 の 株 式 数
3	<p>再任</p> <p>す み と も さ だ み つ 住 友 貞 光 (1964年7月9日)</p>	<p>1988年10月 当社入社</p> <p>2000年4月 MEC EUROPE NV. 出向</p> <p>2003年10月 当社国際事業センター 課長代理</p> <p>2006年1月 当社国際事業センター 事業推進グループ長</p> <p>2008年4月 MEC FINE CHEMICAL(ZHUHAI)LTD. 出向 同社 副総経理</p> <p>2012年4月 MEC(HONG KONG)LTD. 総経理 MEC FINE CHEMICAL(ZHUHAI)LTD. 総経理</p> <p>2019年3月 当社執行役員</p> <p>2021年1月 当社執行役員事業本部長</p> <p>2021年3月 当社取締役兼常務執行役員事業本部長(現任)</p> <p>[重要な兼職の状況]</p> <p>MEC TAIWAN COMPANY LTD.取締役</p> <p>MEC(HONG KONG)LTD. 代表取締役</p> <p>MEC FINE CHEMICAL(ZHUHAI)LTD. 代表取締役</p> <p>MEC CHINA SPECIALTY PRODUCTS(SUZHOU) CO.,LTD.代表取締役</p> <p>MEC EUROPE NV.取締役</p> <p>MEC SPECIALTY CHEMICAL(THAILAND) CO.,LTD.取締役</p>	20,500株
<p>〔候補者とした理由〕</p> <p>住友貞光氏は、当社取締役として、当社の海外事業についての豊富な知識と経験および長年にわたる海外子会社の経営経験を活かし、グローバルな視点での取締役会の議論の活性化に貢献してまいりました。また、事業本部長として、海外子会社を含む全営業部門を統括し、当社の業績拡大に多大な貢献を果たしております。これらのことから、同氏を適切な人材と判断し、引き続き取締役候補者としたしました。</p>			

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
4	<p>再任</p> <p>ほうじょうとしひこ 北 條 俊 彦 (1956年12月18日)</p>	<p>1981年4月 住友電気工業株式会社入社</p> <p>1999年1月 SEIブレーキシステムズタイランド社長</p> <p>2005年7月 住友電気工業株式会社 豊田支店第一電装システム営業部部長</p> <p>2007年7月 同社西部営業部部長</p> <p>2008年5月 SEWS-ATC (タイランド) 社長</p> <p>2012年2月 住電電装商貿 (上海) 社長</p> <p>2017年6月 株式会社経世済民カンパニー 代表取締役 (現任)</p> <p>2020年3月 当社取締役 (現任)</p> <p>[重要な兼職の状況] 株式会社経世済民カンパニー 代表取締役</p>	100株
<p>〔候補者とした理由および期待される役割の概要〕</p> <p>北條俊彦氏は、当社独立社外取締役として、企業経営者としての豊富な経験と高い見識、海外事業経営に関する幅広い知見から、当社の経営全般に対して独立した客観的な立場で監督・提言を行ってまいりました。引き続き、企業経営者としての経験と見識、海外事業経営に関する知見を活かし、独立した客観的立場から経営の意思決定の妥当性および適正性を確保するための監督、提言等を行っていただくことを期待し、同氏を独立社外取締役候補者といたしました。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 北條俊彦氏は、独立社外取締役候補者であり、東京証券取引所の定める独立役員として同取引所に届け出ております。
3. 北條俊彦氏は現在、当社の独立社外取締役であり、その在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
4. 当社は、北條俊彦氏との間において、以下の内容の責任限定契約を締結しております。
会社法第423条第1項の行為により当社に損害賠償責任を負う場合は、1,000万円または法令が規定する額のいずれか高い額を限度として、その責任を負う。
北條俊彦氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で当該責任限定契約を継続する予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で、取締役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該契約を継続し更新する予定であります。各候補者が再任された場合には各氏は当該契約の被保険者となります。なお、当該契約の内容の概要は、事業報告「2. 会社役員に関する事項」の「(2)役員等賠償責任保険契約の内容の概要」(37ページ)に記載のとおりであります。

監査等委員会の意見

独立社外取締役である監査等委員3名のうち2名は、指名報酬諮問委員会3名のメンバーとなっており、過半数を占めております。取締役の選任・解任に当たっては、指名報酬諮問委員会の選任・解任基準にそって厳格に審査するとともに、監査等委員会においてさらに是非を検討した結果、適任としております。報酬については、業績連動型金銭報酬制度や業績連動型株式報酬制度の実施で、短期・中長期の業績連動のウエイトを高めた透明性の高い制度になっており、個々の実績評価は妥当としております。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名	当社における地位および担当
1	再任 ^{たか} 高 ^お 尾 ^{みつ} 光 ^{とし} 俊	独立社外取締役 監査等委員
2	再任 ^{はし} 橋 ^{もと} 本 ^{かおる} 薫	独立社外取締役 監査等委員
3	再任 ^{はやし} 林 ^{みつ} 光 ^お 雄	独立社外取締役 監査等委員

候補者 番号	ふ り が な 氏 (生 年 月 日)	略 歴、 地 位、 担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社 の 株 式 数
1	<p>再任</p> <p>た か お み つ と し 高 尾 光 俊 (1950年4月1日)</p>	<p>1972年4月 川崎重工業株式会社入社</p> <p>2008年6月 同社代表取締役常務 財務経理部長</p> <p>2012年4月 同社代表取締役副社長 社長補佐、企画本部・財務本部・CSR推 進本部・人事本部・総務本部所掌</p> <p>2014年4月 テクノプロ・ホールディングス株式会社 社外監査役（現任）</p> <p>2018年3月 当社取締役（監査等委員）（現任） [重要な兼職の状況] テクノプロ・ホールディングス株式会社 社外監査 役</p>	3,000株
<p>【候補者とした理由および期待される役割の概要】</p> <p>高尾光俊氏は、当社監査等委員である独立社外取締役として、企業経営者としての豊かな経験および財務、会計等の多くの専門的知見から、当社の職務執行に対して客観的な視点による監査、監督を行い、また、監査等委員長として委員会の運営を主導しております。さらに、豊富なコーポレート・ガバナンスに関する知識から、当社のガバナンスの持続的改善に対して適切な助言を行っております。引き続き、企業経営者としての経験、財務、会計等の多くの専門的知見、コーポレート・ガバナンスに関する知識を活かし、当社の経営や業務執行、ガバナンスの持続的改善に対する適切な助言や監査、監督等を行っていただくことを期待し、同氏を監査等委員である独立社外取締役候補者といたしました。</p>			

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
2	<p>再任</p> <p>はしもとかおる 橋本 薫 (1975年10月16日)</p>	<p>1997年10月 センチュリー監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人）入所</p> <p>2001年4月 公認会計士登録</p> <p>2011年12月 弁護士登録</p> <p>大阪船場法律事務所（現 弁護士法人大阪船場法律事務所）入所</p> <p>2016年6月 尾家産業株式会社 社外監査役（現任）</p> <p>2016年9月 弁護士法人大阪船場法律事務所 パートナー</p> <p>2019年3月 当社取締役</p> <p>2020年3月 当社取締役（監査等委員）（現任）</p> <p>2021年3月 類法律会計事務所 代表弁護士・公認会計士（現任）</p> <p>[重要な兼職の状況]</p> <p>尾家産業株式会社 社外監査役</p> <p>類法律会計事務所 代表弁護士・公認会計士</p>	300株
<p>〔候補者とした理由および期待される役割の概要〕</p> <p>橋本 薫氏は、当社監査等委員である独立社外取締役として、弁護士および公認会計士として培われた豊富な経験や高度かつ専門的な知識を活かし、法務、会計の視点から当社の職務執行に対して適切な助言や監査、監督を行ってまいりました。引き続き、弁護士および公認会計士として培われた経験や高度かつ専門的な知識を活かし、法務、会計の視点から当社の職務執行に対して助言や監査、監督等を行っていただけることを期待し、同氏を監査等委員である独立社外取締役候補者といたしました。</p>			

候補者 番号	ふ り が な 氏 (生 年 月 日)	略 歴、 地 位、 担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社 の 株 式 数
3	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">再任</div> は や し み つ お 林 光 雄 (1952年 7 月 18 日)	1975年 4 月 株式会社神戸製鋼所入社 1998年 4 月 同社鉄鋼（国内・輸出）自動車部長 2004年 4 月 同社理事・名古屋支社長 2009年 6 月 三和鐵鋼株式会社 代表取締役社長 2012年 6 月 神鋼建材工業株式会社 代表取締役社長 2016年 5 月 尼崎経営者協会 会長 2016年 6 月 神鋼建材工業株式会社 顧問 2017年 4 月 兵庫県立大学経営学部（現 兵庫県立大 学国際商経学部）客員教授（現任） 2018年 3 月 尼崎市公平委員会委員長（現任） 2020年 3 月 当社取締役（監査等委員）（現任） 2020年 6 月 尼崎経営者協会 顧問（現任） [重要な兼職の状況] 兵庫県立大学国際商経学部客員教授 尼崎市公平委員会委員長 尼崎経営者協会 顧問	100株
<p>〔候補者とした理由および期待される役割の概要〕</p> <p>林 光雄氏は、当社監査等委員である独立社外取締役として、企業経営者としての豊富な経験と高い見識、尼崎経営者協会の会長としての経験による事業経営の安定の確立と経済の興隆に関する知識と深い知見から、当社の経営全般に対して中立的な立場で助言や監査、監督を行ってまいりました。引き続き、企業経営に関する経験と見識、事業経営の安定の確立と経済の興隆に関する知識と知見を活かし、独立・公正な立場で経営の助言や監査、監督を行っていただくことを期待し、同氏を監査等委員である独立社外取締役候補者といたしました。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 高尾光俊氏、橋本 薫氏および林 光雄氏は、独立社外取締役候補者であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。
3. 高尾光俊氏は現在、当社の監査等委員である独立社外取締役であり、その在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。橋本 薫氏は現在、当社の監査等委員である独立社外取締役であり、その在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。なお、同氏が当社の独立社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって3年であります。林 光雄氏は現在、当社の監査等委員である独立社外取締役であり、その在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
4. 当社は高尾光俊氏、橋本 薫氏および林 光雄氏との間において、以下の内容の責任限定契約を締結しております。
 会社法第423条第1項の行為により当社に損害賠償責任を負う場合は、1,000万円または法令が規定する額のいずれか高い額を限度として、その責任を負う。
 3氏の選任が承認された場合、当社は3氏の間で当該責任限定契約を継続する予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で、取締役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該契約を継続し更新する予定であります。各候補者が再任された場合には各氏は当該契約の被保険者となります。なお、当該契約の内容の概要は、事業報告「2. 会社役員に関する事項」の「(2)役員等賠償責任保険契約の内容の概要」（37ページ）に記載のとおりであります。

(ご参考) 取締役スキルマトリックス (本総会において各候補者が選任された場合)

取締役候補者	企業経営	研究・製造・技術	財務・会計	法務・コンプライアンス	営業・マーケティング	グローバル	サステナビリティ・ESG	人事・労務・人財開発
前田和夫	●				●	●		
中川登志子	●	●		●				●
住友貞光	●	●			●	●		
北條俊彦	●	●			●	●	●	
高尾光俊	●		●				●	●
橋本薫			●	●				●
林光雄	●				●	●	●	

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告書

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備えて、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、補欠の監査等委員である取締役の選任の効力は、就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

ふりな 氏名 (生年月日)	略歴、 重要な 地な 位、兼 担、職 当の およ び 状 況	所有する当社の 株式数
おくだたかお 奥田孝雄 (1967年9月25日)	1996年4月 大阪弁護士会登録 北浜法律事務所 入所 2002年10月 奥田・木下法律事務所設立、共同代表弁護士 2005年10月 南森町法律事務所へ改称、共同代表弁護士 (現任) 2015年5月 当社監査役 2015年6月 当社監査役 退任 2017年6月 株式会社フュートレック 社外取締役 2020年5月 学校法人芦屋学園 理事 (非常勤) (現任) 2021年6月 株式会社フュートレック 社外取締役 (監査等委員) (現任) [重要な兼職の状況] 南森町法律事務所 共同代表弁護士 株式会社フュートレック 社外取締役 (監査等委員)	—

〔候補者とした理由および期待される役割の概要〕

奥田孝雄氏は、長年の弁護士としての企業法務に関する経験および豊富な法律知識を有しております。同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に直接関与された経験はありませんが、企業法務に精通しており企業経営を統治する十分な見識を有していることから、企業法務に関する経験および知識を当社の経営の監督・監査に活かすとともに中立的な観点から助言いただけることを期待し、同氏を補欠の監査等委員である社外取締役候補者としたしました。

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 奥田孝雄氏は、補欠の独立社外取締役候補者であり、東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たしております。
3. 奥田孝雄氏が、社外取締役に就任する場合に締結する予定の責任限定契約の内容の概要は以下のとおりであります。
会社法第423条第1項の行為により当社に損害賠償責任を負う場合は、1,000万円または法令が規定する額のいずれか高い額を限度として、その責任を負う。
4. 奥田孝雄氏が、社外取締役に就任する場合は、同氏は、当社が継続し更新する予定の会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約の被保険者となります。当該契約の内容の概要は、事業報告「2. 会社役員に関する事項」の「(2)役員等賠償責任保険契約の内容の概要」(37ページ)に記載のとおりであります。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額改定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の金銭報酬額は2016年6月21日開催の第47回定時株主総会において、年額170百万円（うち社外取締役分20百万円以内。使用人兼取締役の使用人分給与は含まない。）と決議をいただき今日に至っておりますが、事業環境の変化に対応して取締役の役割・責務が増大していることや、今後の取締役の員数の増加等を勘案し、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件に、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を年額300百万円以内（うち社外取締役分50百万円以内。）と改定させていただきたいと存じます。なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、従来どおり使用人兼取締役の使用人分給与は含まないものとしたいと存じます。

本議案は、委員の過半数を社外取締役が占める任意の諮問機関である指名報酬諮問委員会にて上記の事情を前提に取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（事業報告38頁から39頁に記載のとおり）に沿っているかも考慮して審議の上、答申を行い、取締役会にて同委員会の答申を踏まえて決定しており、相当であるものと判断しております。

なお、第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は4名（うち社外取締役1名）となります。

第6号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬および固定株式報酬の額ならびに内容改定の件

当社は、2016年6月21日開催の第47回定時株主総会において、当社の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除きます。）に対して業績等に連動した数の株式を退任時に交付する内容の業績連動型株式報酬制度（「制度Ⅰ」といいます。）の導入につきご承認いただき、また、2020年3月24日開催の第51回定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除きます。）に対して役位等に応じた数の株式を退任時に交付する内容の固定株式報酬制度（「制度Ⅱ」といい、「制度Ⅰ」と「制度Ⅱ」を総称して「両制度」といいます。）の導入につきご承認いただき、今日まで両制度の運営を続けて参りましたが、今後の取締役の増員可能性等を考慮いたしまして、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件に、各制度に基づき取締役に当社株式を交付するために必要な当社株式取得資金として当社が追加拠出する（具体的には、両制度運営のために当社が設定した信託に金銭を追加信託します。）金額の上限額（「上限額」といいます。）、および、各取締役に対する交付株式数算定の

基礎となる付与ポイント数の上限（「上限ポイント」といいます。）を下記の通り改めさせていただくことについて、ご承認をお願いいたします。

なお、当社は、2021年2月17日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を事業報告38頁から39頁に記載のとおり定めておりますが、両制度の改定目的は上記のとおりであり、本制度は当該方針に沿っているため、本議案および本制度の内容は相当なものであると判断しております。

なお、第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、両制度の対象となる取締役は3名となります。

（制度Ⅰ）

変更前：上限額：1事業年度当たり55百万円（※）
上限ポイント：1事業年度当たり55,000ポイント
変更後：上限額：1事業年度当たり53百万円（※）
上限ポイント：1事業年度当たり57,000ポイント

（制度Ⅱ）

変更前：上限額：1事業年度当たり13百万円（※）
上限ポイント：1事業年度当たり14,000ポイント
変更後：上限額：1事業年度当たり17百万円（※）
上限ポイント：1事業年度当たり18,000ポイント

※：「1事業年度当たり」の「上限額」の趣旨については以下のとおりです。

上記各株主総会においてご承認いただいたとおり、当社の取締役会の決定により、各制度の対象期間を複数事業年度延長して各制度を継続することがあるところ、この場合に、各制度により取締役に交付するのに必要な当社株式の取得資金として当社が当該延長分の対象期間中に追加拠出する金額の上限が、この「1事業年度当たり」の「上限額」に当該延長分の対象期間の事業年度数を乗じた金額となります。

上記以外の事項については、両制度をそれぞれご承認いただいた内容から変更ございません。本議案が承認可決された場合の本制度の概要は以下の通りです。

	(制度Ⅰ)	(制度Ⅱ)
① 制度対象者	当社の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除きます。）	
② ポイント総数の上限	1事業年度あたり57,000ポイント	1事業年度あたり18,000ポイント
③ ポイント付与基準	役位および業績に応じたポイントを付与	役位等に応じたポイントを付与
④ 1ポイントあたりの交付株式数	1ポイントあたり1株 （ただし、当社株式について、株式分割・株式併合等、交付すべき当社株式数の調整を行うことが合理的であると認められる事象が生じた場合には、かかる分割比率・併合比率等に応じて合理的に調整）	
⑤ ①の対象者に対する当社株式の交付時期	〔原則として〕 退任時	

以上

(添付書類)

事業報告

(2021年1月1日から
2021年12月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当連結会計年度（2021年1月1日～2021年12月31日）における世界・日本経済は、新型コロナウイルス感染症（以下、「感染症」という。）の影響下にあったものの、国や地域にばらつきは伴いつつも、先進諸国を中心に経済や社会活動の回復基調の動きがみられました。

IMF（国際通貨基金）は2022年1月時点で世界経済成長率を、2021年の+5.9%から2022年は+4.4%まで減速すると見込んでおります。日本については、2021年に+1.6%、2022年には+3.3%と、いずれも2020年のマイナス成長からの回復を見通すものの、各国は感染症やサプライチェーンの混乱、米国におけるインフレ率上昇、地政学的リスク等、依然として不確実・不透明な状況にあります。

エレクトロニクス業界は、世界各国で加速する在宅勤務・学習の導入、デジタルトランスフォーメーション（DX）への投資や新しい生活様式への対応等の影響を受け、パソコンやディスプレイの生産が堅調に推移いたしました。また、データ量の増加や5Gへの切り替えを背景としたサーバー需要も継続いたしました。一方、タブレット端末には需要の高まりに落ち着きが見られ、自動車は半導体供給不足や東南アジアを中心とした感染症蔓延の影響等を受け一部メーカーで減産がありました。IoTの広がりを背景に高まる需要により世界的な半導体供給不足が続くなか、供給網の混乱、原材料価格の高騰等がみられるものの、半導体メーカーにおいて非常に大きな設備投資が進んでいます。また、今後の方向性として自動車を含めエレクトロニクス業界全体で脱炭素への取り組みが始まっております。

当社グループの関係市場である電子基板・部品業界は、エレクトロニクス業界の影響を受け、サーバーやパソコン、ディスプレイ向けの需要は堅調に推移し、特に当社と関連が深い半導体を搭載するパッケージ基板において需要の拡大が継続しております。

電子基板は、IoT、AI、5G等の技術の広がりを背景に、高密度化や技術革新が進んでおります。これらの関連市場は引き続き高い成長が見込まれ、移動通信システムは、高速大容量の第5世代（5G）への切り替え、普及に向け取り組みがさらに活発化しております。また、次世代データセンターに関係する高性能パッケージ基板向けの生産体制強化に向け

た積極的な設備投資が進展しております。

このような環境のもと、当社グループは高密度電子基板向け製品の開発、販売に注力いたしました。前期と比較した主要製品の売上動向としましては、半導体を搭載するパッケージ基板向けに高いシェアを持つ超粗化系密着向上剤「CZシリーズ」は、強い半導体需要を背景に大きく増加しました。「EXEシリーズ」は、ディスプレイの高い需要により、多層電子基板向け密着向上剤「V-Bondシリーズ」は、自動車市場復調の影響を受け堅調に推移しました。また、ディスプレイ向け「SFシリーズ」は、関連する電子機器の需要の高まりに落ち着きがみられたこと、また、半導体不足の影響等を受け減少しました。

その結果、当連結会計年度の売上高は150億38百万円（前期比30億81百万円、25.8%増）となりました。販売費及び一般管理費は53億83百万円（同3億57百万円、7.1%増）となり、営業利益は39億39百万円（同15億69百万円、66.2%増）、売上高営業利益率は26.2%で、前期の19.8%と比較し6.4ポイント改善しました。経常利益は41億4百万円（同17億16百万円、71.8%増）となりました。税金等調整前当期純利益は40億92百万円（同17億83百万円、77.2%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は29億49百万円（同13億53百万円、84.8%増）となりました。

売上高の内訳は、薬品売上高は147億56百万円（前期比31億57百万円、27.2%増）、機械売上高は1億67百万円（同1億14百万円、40.5%減）、資材売上高は91百万円（同23百万円、33.9%増）、その他売上高は22百万円（同15百万円、204.4%増）となりました。

海外売上高比率は57.5%となり、前期の53.3%と比べ4.2ポイント増加しました。なお、日本国内代理店経由で販売した海外顧客への売上を海外売上高比率に含めた場合は、76.6%（前期比2.1ポイント増）となります。

セグメントごとの状況は次のとおりです。

日本では、パソコンやサーバー、ディスプレイ向け製品が引き続き好調に推移し、当連結会計年度の売上高は66億62百万円（前期比8億77百万円、15.2%増）、セグメント利益は30億87百万円（同14億26百万円、85.9%増）となりました。

台湾では、サーバーに関連する製品は引き続き好調に推移したものの、ディスプレイに関連する製品に一部調整の兆しがみられ、当連結会計年度の売上高は30億81百万円（前期比6億49百万円、26.7%増）、セグメント利益は4億1百万円（同84百万円、26.6%増）となりました。

香港（香港、珠海）では、自動車向け製品が引き続き好調に推移し、スマートフォンに関連する製品の需要も増加しました。また、タブレット端末関連の製品生産が中国（蘇州）

から移管されたこともあり、当連結会計年度の売上高は18億91百万円（前期比7億51百万円、65.9%増）、セグメント利益は4億37百万円（同1億90百万円、76.9%増）となりました。

中国（蘇州）では、タブレット端末向け製品の生産が日本や珠海地区に移管されたものの、サーバーやスマートフォンに関連する製品が好調に推移し、当連結会計年度の売上高は24億45百万円（前期比4億32百万円、21.5%増）、セグメント利益は3億89百万円（同54百万円、16.2%増）となりました。

欧州では、感染症の影響が続くなか、顧客の生産活動において持ち直しの傾向がみられ、当連結会計年度の売上高は6億44百万円（前期比98百万円、17.9%増）、セグメント利益は45百万円（同16百万円、26.6%減）となりました。

タイでは、今後拡大する東南アジア市場を深耕するために2017年5月29日に当社6社目の子会社を設立し、2019年9月から稼働しました。一部地域で感染症によるロックダウン等の影響があったものの、現地での営業活動や日本からタイへの当社製品生産地変更も進み、当連結会計年度の売上高は3億12百万円（前期比2億72百万円、676.2%増）、セグメント損失は43百万円（前期は1億76百万円の損失）となりました。

キャッシュ・フローに関しては、当連結会計年度末における現金及び現金同等物は前期末にくらべて11億49百万円増加し、56億20百万円となりました。この要因は営業活動によるキャッシュ・フローで30億13百万円得られ、投資活動によるキャッシュ・フローで11億17百万円使用し、財務活動によるキャッシュ・フローで9億16百万円使用したことによります。

以上の結果、ROEは15.4%となりました。

また、株主の皆様への還元といたしましては、年間配当金を35円とし、連結配当性向は22.5%となっております。

品目別売上高の状況は次のとおりであります。

区 分	第52期（前連結会計年度）		第53期（当連結会計年度）		
	売 上 高 （百万円）	構成比 （%）	売 上 高 （百万円）	構成比 （%）	前期比 （%）
電子基板用向け薬品 電子部品用向け薬品	11,598	97.0	14,756	98.1	127.2
電 子 基 板 用 機 械	282	2.4	167	1.1	59.5
電 子 基 板 用 資 材	68	0.6	91	0.6	133.9
そ の 他	7	0.0	22	0.2	304.4
合 計	11,956	100.0	15,038	100.0	125.8

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施した設備投資の総額は5億29百万円で、その主なものは次のとおりであります。

- ① 当連結会計年度中に完成した主要設備
 尼崎事業所 尼崎工場危険物製造所および製造設備、研究用設備・実験設備
 長岡工場 製造設備
- ② 当連結会計年度において継続中の主要設備の新設、拡充
 長岡工場 倉庫増築
- ③ 当連結会計年度中に実施した重要な固定資産の売却、撤去、減失
 該当事項はありません。

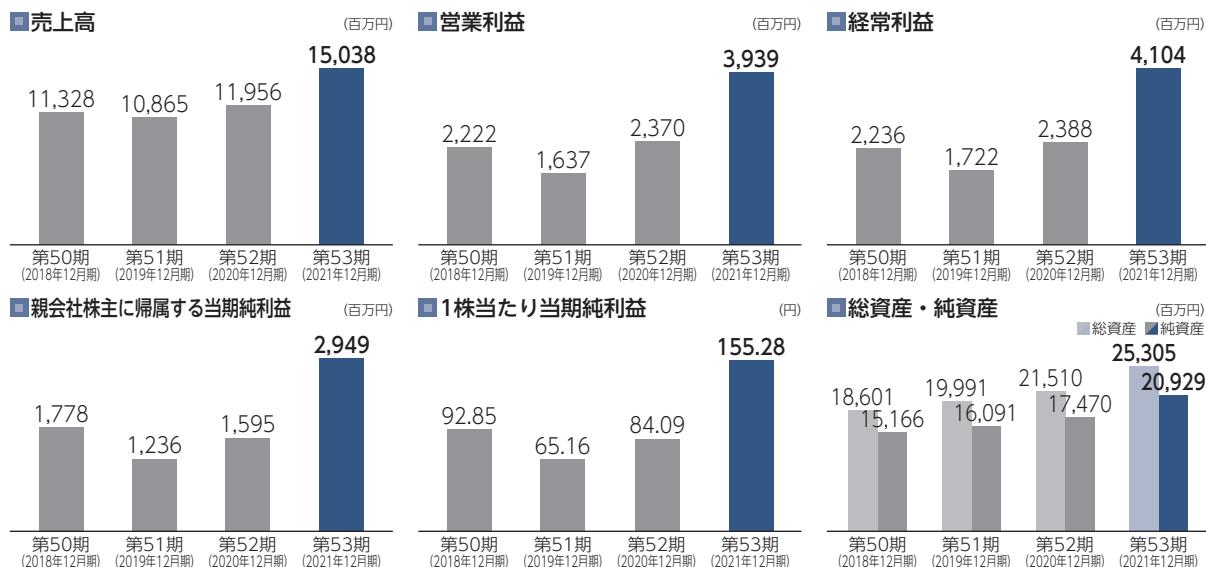
(3) 資金調達の状況

当連結会計年度の資金調達につきましては、運転資金として国内金融機関より短期借入金4億円を調達いたしましたが、当連結会計年度末までに完済しております。

(4) 財産および損益の状況の推移

区 分	第50期 (2018年12月期)	第51期 (2019年12月期)	第52期 (2020年12月期)	第53期 (当連結会計年度) (2021年12月期)
売上高 (百万円)	11,328	10,865	11,956	15,038
営業利益 (百万円)	2,222	1,637	2,370	3,939
経常利益 (百万円)	2,236	1,722	2,388	4,104
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	1,778	1,236	1,595	2,949
1株当たり当期純利益 (円)	92.85	65.16	84.09	155.28
総資産 (百万円)	18,601	19,991	21,510	25,305
純資産 (百万円)	15,166	16,091	17,470	20,929
1株当たり純資産 (円)	799.46	847.94	920.60	1,101.30
R O E (%)	12.0	7.9	9.5	15.4
従業員数 (名)	351	365	367	381

- (注) 1. 1株当たりの指標については、いずれも自己株式数を控除して算出しております。
 2. 従業員数は就業員数であり、パートタイマーおよび嘱託社員は含んでおりません。
 3. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第51期の期首から適用しており、「総資産」については、第50期より当該会計基準を遡って適用したのちの金額となっております。



(5) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く環境は、「1. 企業集団の現況に関する事項」〔(1) 事業の経過および成果〕の欄に記載したとおりであり、景気の先行きは不透明です。

当社グループは、エレクトロニクス関連の界面処理を核とする技術開発力を最大の特長として、高付加価値のある製品をグローバルに顧客に提供する研究開発型企业です。市場のニーズに的確に応え、革新的なテクノロジーの実用化に貢献できるようなシーズを生み出し育てるよう、独創的な技術開発力にさらに磨きをかけるとともに、エレクトロニクス業界および関連する業界、参入が可能な事業領域についてのグローバルな動向把握と潜在需要の掘り起こしに努め、高い品質の製品と技術サービスの提供を図ります。また、環境・安全への配慮とワーク・ライフ・バランスの実現等により、事業推進力の強化を図ってまいります。

また、さらなる成長路線を実現すべく、当社グループは、企業価値の源泉である社是「仕事を楽しむ」を掲げ、経営理念「わたしたちは『独創の技術』『信頼の品質』『万全のサービス』を信条に、自由に着想し、グローバルな事業活動を通して界面価値創造を実現することで豊かで潤いのある社会と環境づくりに貢献します。」を基本方針とし、中期経営計画に沿って、次のとおり、各種施策に取り組んでおります。

2030年への指針

「創造と変革」

～「つくる」を変える～

～「うる」を変える～

目指す企業像

- ・ 独創の技術で新たな価値を創造する真のグローバルカンパニーになる
- ・ 研究開発型企业であり続ける
- ・ 独創のAI企業としての顔を持つ

目指す人財像と組織

(人財像)

- ・ 各自自立自走し、連帯できる人財を目指す
- ・ 熱意をもち、挑戦を続ける人である

- ・基本的なデジタルリテラシーをもつ
(組織)
- ・役割に応じて優秀な人財の確保を行い、適正に配置し、十分に活躍できる環境を準備するよう最善を尽くす

① 技術・マーケティングならびに生産・ロジスティクスの強化

従来、当社グループの顧客はその大半が電子基板・電子部品メーカーです。技術・マーケティングの強化が製品開発の迅速化にも寄与すると考えております。当社のコア技術をより全面に出したグローバルなマーケティングにより、技術変化への対応や既存技術の応用展開を強化してまいります。また、新規市場への進出、新規事業の創出に取り組んでまいります。

生産・ロジスティクスに関しましては、「優れた人財」「グローバル生産ネットワークの拡充」「高度な品質・化学物質管理」「SDGs観点での取り組み」による強みのシナジーで圧倒的な優位性を発揮すべくグローバル生産戦略を構築し、安定した調達、生産、供給体制の確立に努めてまいります。

② 経営戦略と人事戦略の連動

競争力があり、社会に価値を生み出し続ける企業であるためには人財が非常に重要であると認識しております。「人的資源マネジメント」に加えて「人的資本マネジメント」による人事戦略を実行することで、短期・中期・長期の視点で、経営に資する人的価値情報の創出・提供を図ってまいります。

③ ESGの推進

E：Environment環境、S：Social社会、G：Governance企業統治の頭文字からなるESG戦略は、会社事業の礎となるものです。

当社は化学薬品事業会社として、「E：環境」においては、適正な化学物質の管理、自然および生物多様性の保護に重きをおき、製造現場環境の改善ならびに電子基板・電子部品メーカーの歩留まり改善といった効率性向上への寄与を念頭に製品開発を進めてまいります。「S：社会」においては、当社の技術・製品を通し5Gや自動運転技術の進歩

等、産業・社会の発展の基盤を支え豊かで潤いのある生活を提供し、社会や産業の課題を解決すべく取り組んでまいります。「G：企業統治」においては、当社グループは、株主利益の最大化を図るためには、コーポレート・ガバナンスの強化を目的とした継続的な取り組みにより企業価値の拡大を実現することが不可欠であると考えております。具体的には、公正で透明な経営・迅速で的確な情報開示・説明責任の徹底等の取り組みを進める方針です。また、経営のダイバーシティ（多様性）を積極的に進めていく方針に沿って、社外役員の招聘や女性の登用等に努めております。さらに、当社グループは多様性による多くの価値獲得を目指し従前より有能な人財の活躍促進に努める方針です。今後とも役員や管理職への人財登用ならびに育児休業後全員の職場復帰を実現する等の諸制度の充実に努めてまいります。

当社グループは、これらの課題を克服することにより、オンリーワンまたはナンバーワンの領域を複数保有する地位の獲得を目標とし、継続的に高い成長を実現し続けるべく全力を尽くしてまいります。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
MEC TAIWAN COMPANY LTD.	200,000千NT\$	100 %	電子基板・部品資材事業
MEC (HONG KONG) LTD.	4,500千HK\$	100 %	電子基板・部品資材事業
MEC FINE CHEMICAL (ZHUHAI) LTD.	8,000千HK\$	100 % (100)(※1)	電子基板・部品資材事業
MEC CHINA SPECIALTY PRODUCTS (SUZHOU) CO.,LTD.	4,000千US\$	100 %	電子基板・部品資材事業
MEC EUROPE NV.	1,000千EUR	100 %	電子基板・部品資材事業
MEC SPECIALTY CHEMICAL (THAILAND) CO.,LTD.	215,000千THB	100 % (※2)	電子基板・部品資材事業

(※1) MEC (HONG KONG) LTD.所有分であります。

(※2) MEC TAIWAN COMPANY LTD.が0.009%、MEC (HONG KONG) LTD.が0.005%をそれぞれ出資しております。

(7) 主要な事業内容 (2021年12月31日現在)

当社グループは、電子基板・部品資材事業を主業務としており、各製商品分類、主要製商品は以下のとおりであります。

製商品分類		主要製商品
製 品	電子基板用向け薬品 電子部品用向け薬品	密着向上剤 エッチング剤 その他表面処理剤
	電子基板用機械	薬品処理機械 各種前後処理機械
商 品	電子基板用資材	銅箔 ドライフィルム
その 他		機械修理

(8) 主要な営業所および工場 (2021年12月31日現在)

名 称	所 在 地
メック株式会社：本社・研究所・尼崎工場	兵庫県尼崎市
メック株式会社：東初島研究所	兵庫県尼崎市
メック株式会社：西宮工場	兵庫県西宮市
メック株式会社：長岡工場	新潟県長岡市
メック株式会社：東京営業所	東京都立川市
MEC TAIWAN COMPANY LTD.：本社・工場	台湾 桃園市
MEC (HONG KONG) LTD.：本社	香港 九龍地区
MEC FINE CHEMICAL (ZHUHAI) LTD.：本社・工場	中国 珠海市
MEC CHINA SPECIALTY PRODUCTS (SUZHOU) CO.,LTD.：本社・工場	中国 蘇州市
MEC EUROPE NV.：本社・工場	ベルギー ゲント
MEC SPECIALTY CHEMICAL (THAILAND) CO.,LTD.：本社・工場	タイ アユタヤ

(9) 従業員の状況 (2021年12月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
381名	14名増

(注) 従業員数は就業員数であり、パートタイマーおよび嘱託社員は含んでおりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
205名 (男性145名) (女性 60名)	7名増	40.9歳	12.5年

(注) 従業員数は就業員数であり、パートタイマーおよび嘱託社員は含んでおりません。

(10) 主要な借入先 (2021年12月31日現在)

該当事項はありません。

2. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況 (2021年12月31日現在)

地 位	氏 名	担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	前 田 和 夫	最高経営責任者 MEC TAIWAN COMPANY LTD.代表取締役 MEC EUROPE NV.取締役 MEC SPECIALTY CHEMICAL (THAILAND) CO.,LTD. 代表取締役
取 締 役	中 川 登 志 子	常務執行役員 経営企画本部長 MEC TAIWAN COMPANY LTD.取締役 MEC (HONG KONG) LTD.取締役 MEC FINE CHEMICAL (ZHUHAI) LTD.取締役 MEC CHINA SPECIALTY PRODUCTS (SUZHOU) CO.,LTD.取締役 MEC EUROPE NV.取締役 MEC SPECIALTY CHEMICAL (THAILAND) CO.,LTD. 取締役
取 締 役	住 友 貞 光	常務執行役員 事業本部長 MEC TAIWAN COMPANY LTD.取締役 MEC (HONG KONG) LTD.代表取締役 MEC FINE CHEMICAL (ZHUHAI) LTD.代表取締役 MEC CHINA SPECIALTY PRODUCTS (SUZHOU) CO.,LTD.代表取締役 MEC EUROPE NV.取締役 MEC SPECIALTY CHEMICAL (THAILAND) CO.,LTD. 取締役
取 締 役	北 條 俊 彦	株式会社経世済民カンパニー 代表取締役
取締役 (監査等委員)	高 尾 光 俊	テクノプロ・ホールディングス株式会社 社外監査役
取締役 (監査等委員)	橋 本 薫	尾家産業株式会社 社外監査役 類法律会計事務所 代表弁護士・公認会計士
取締役 (監査等委員)	林 光 雄	尼崎市公平委員会 委員長 兵庫県立大学国際商経学部 客員教授 尼崎経営者協会 顧問

- (注) 1. 取締役北條俊彦氏ならびに取締役（監査等委員）高尾光俊氏、橋本 薫氏および林 光雄氏は、独立社外取締役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
2. 取締役（監査等委員）高尾光俊氏は他社における財務経理部門での長年の経験により、取締役（監査等委員）橋本 薫氏は公認会計士の資格を有しており、それぞれ財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 監査等委員会は、選定監査等委員の仕組みを活用して年間の役割分担を定め、内部監査室とともにすべての事業所を往査する等で監査品質を維持するとともに、独立社外取締役として、取締役会等に加え指名報酬諮問委員会・ESG委員会の委員にも就任し、監督の付託に応えるよう努めております。
- 毎月開催される監査等委員会には、オブザーバーとして監査等委員でない社外取締役と内部監査室も出席し情報共有と意見交換を行っております。
- また監査等委員のうち1名は、適時適切に職務対処ができるよう人選をしており、監査等委員会事務局を監査等委員会直属として配置しております。そのため、当社は常勤の監査等委員を選定しておりません。
4. 2021年3月24日開催の第52回定時株主総会終結の時をもって、監査等委員でない取締役長井 眞氏は任期満了により退任いたしました。
5. 当社と北條俊彦氏、高尾光俊氏、橋本 薫氏および林 光雄氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に規定する損害賠償責任を限定する契約を締結しております。
- 当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、4氏ともに1,000万円または法令が定める額のいずれか高い額としております。

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結し、当該保険契約により被保険者が負担することになる、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害を填補することとしております。ただし、被保険者が法令に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害は填補されない等、一定の免責事由があります。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社および当社子会社の取締役、監査役、執行役員および管理職従業員であり、すべての被保険者について、その保険料を特約部分も含めて全額当社が負担しております。

(3) 当事業年度に係る取締役の報酬等

- ① 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、独立社外取締役が過半数で構成される指名報酬諮問委員会の答申を経て、2021年2月17日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、指名報酬諮問委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

a.基本方針

当社の取締役の報酬は、以下の基本方針としております。

- (1)経営理念の実現に資するものであること
- (2)透明性、公正性および合理性を備えた設計であること
- (3)当社の中長期経営戦略を反映し、短期志向への偏重や不正を抑制する仕組みが組み込まれた設計であること
- (4)優秀な人材を確保・維持できる金額水準および設計であること

この基本方針に則り、執行役員を兼ねる取締役の報酬は、固定金銭報酬および単年度業績連動型金銭報酬、中期的業績連動型株式報酬および固定株式報酬により構成し、執行役員を兼ねない取締役の報酬は固定金銭報酬のみとしております。

- #### b.固定金銭報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）の基本報酬である固定金銭報酬は、毎月払いの定時定額報酬とし、役位、職責に応じて世間水準、経営成績および従業員給与との均衡を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとしております。

c.業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）の業績連動報酬等は、単年度業績連動型金銭報酬および中長期業績連動型株式報酬としております。

単年度業績連動型金銭報酬は、単年度の業績指標に基づいて支給月数を決定し、その支給月数に応じて役位毎の基礎金額から報酬額を算定するものとしております。

中長期業績連動型株式報酬は、中期経営計画で定める業績指標の目標達成率に基づいて評価を決定し、その評価に応じて役位毎の基礎金額から報酬額を算定し、報酬額相当の株式ポイントを付与するものとしております。

業績連動型金銭報酬の支払いは当該事業年度に関する定時株主総会終結後3ヶ月以内に支払うものとし、中長期業績連動型株式報酬は取締役退任後2ヶ月以内に株式ポイント相当分の当社株式を交付するものとしております。

当社の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）の非金銭報酬は、中長期業績連動型株式報酬および固定株式報酬であります。

中長期業績連動型株式報酬は、上述のとおりであります。

固定株式報酬は役位毎に決められた報酬額相当の株式ポイントを付与するものとしております。

固定株式報酬は、取締役退任後2ヶ月以内に株式ポイント相当分の当社株式を交付するものとしております。

d.金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

執行役員を兼ねる取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模の企業や世間水準をベンチマークとした報酬割合としております。

e.取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、指名報酬諮問委員会の審議・答申、監査等委員会の意見を踏まえて役位別に報酬額を規程で定め、その規程に基づいて算出した報酬額を取締役会で決定するものとしております。

② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬等の額は、2016年6月21日開催の第47回定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、年額170百万円（うち社外取締役分20百万円以内。なお、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）、監査等委員である取締役の報酬限度額は、年額50百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名（うち社外取締役1名）、監査等委員である取締役3名であります。

上記の報酬限度額とは別枠で、取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対し、中長期業績連動型株式報酬制度および固定株式報酬制度を導入しております。中長期業績連動型株式報酬制度は2016年6月21日開催の第47回定時株主総会において、報酬限度額は年額55百万円と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）の員数は3名であります。また、固定株式報酬制度は2020年3月24日開催の第51回定時株主総会において、報酬限度額は年額13百万円と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）の員数は3名であります。

(4) 取締役の報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員を除く） （うち独立社外取締役）	137 (7)	88 (7)	41 (一)	7 (一)	5 (1)
取締役（監査等委員） （うち独立社外取締役）	30 (30)	30 (30)	— (一)	— (一)	3 (3)
合 計	167	118	41	7	8

- (注) 1. 上記には、2021年3月24日開催の第52回定時株主総会終結の時をもって退任した監査等委員でない取締役1名を含んでおります。
2. 独立社外取締役の報酬は、月額定額報酬としております。
3. 業績連動報酬等は、単年度業績連動型金銭報酬であります。
4. 非金銭報酬等は、中長期業績連動型株式報酬および固定株式報酬であります。
5. 単年度業績連動型金銭報酬に係る指標は当該事業年度の連結経常利益額、中長期業績連動型株式報酬に係る指標は連結ROE、連結営業利益率、連結売上高であります。当該指標を選択した理由は、中期経営計画で中長期的な目標指標として掲げているからであります。なお、当事業年度における業績連動型金銭報酬は、目標指標の連結経常利益2,500百万円に対して実績は4,104百万円となりました。なお、当事業年度は中期経営計画の無い年度となるため、中長期業績連動型株式報酬の支払いはありませんでした。

(5) 社外役員に関する事項

① 独立性がない場合の判断基準の制定

独立性がない場合の厳格な判断基準を以下のとおり制定しております。これに照らし、社外役員は、全員独立性を有しております。

a 議決権を5%以上保有している当社の大株主であるか大株主である組織において、勤務経験がある。

b 当社のメインバンクもしくは主要な借入先において、勤務経験がある。

c 当社の主要な取引先もしくは当社を主要な取引先とする組織において、勤務経験がある。

d 当社の監査法人や弁護士事務所、主幹事証券において、勤務経験がある。

e 当社から役員報酬以外にコンサルティング報酬や弁護士報酬、税理士報酬などの報酬を得ている実績がある。

f aからeの該当期間は、現時点から遡り5年以内とする。

g 次のイおよびロのいずれかに掲げる者の近親者である。

イ aからfまでに掲げる者。

ロ 当社または子会社、関連会社の業務執行者や非業務執行者、従業員。

② 重要な兼職先と当社との関係

すべての役員の役員兼任ルールとして、非業務執行役員は当社を含め原則4社以内、業務執行役員は当社を含め原則2社以内としております。兼職のある役員は下記のとおりです。

区 分	氏 名	重 要 な 兼 職 の 状 況	当 社 と の 関 係
独立社外取締役	北 條 俊 彦	株式会社経世済民カンパニー 代表取締役	特別の関係なし
独立社外取締役 (監査等委員)	高 尾 光 俊	テクノプロ・ホールディングス株式会社 社外監査役	特別の関係なし
独立社外取締役 (監査等委員)	橋 本 薫	尾家産業株式会社 社外監査役 類法律会計事務所 代表弁護士・公認会計士	特別の関係なし
独立社外取締役 (監査等委員)	林 光 雄	尼崎市公平委員会 委員長 兵庫県立大学国際商経学部 客員教授 尼崎経営者協会 顧問	特別の関係なし

- ③ 当事業年度における主な活動状況および期待される役割に関して行った職務の概要
 社外取締役の取締役会出席率および監査等委員である社外取締役の監査等委員会出席率
 は85%以上を求めていることとしております。

区 分	氏 名	主な活動状況および期待される役割に関して行った職務の概要
独立社外取締役	北 條 俊 彦	<p>当事業年度に開催された17回の取締役会すべてに出席し、さらに17回開催された監査等委員会のうち16回オブザーバーとして出席しております。</p> <p>企業経営者としての豊富な知識および海外事業経営に関する深い見識から、経営全般に対して監督、提言等をしております。</p> <p>また、ESG委員会委員として、コーポレート・ガバナンス等に資する提言を積極的に行っております。</p> <p>これらにより、独立した客観的立場から経営の意思決定の妥当性および適正性を確保するための監督、提言等を行っていただくという、当社が期待する役割を果たしております。</p>
独立社外取締役 (監査等委員)	高 尾 光 俊	<p>当事業年度に開催された17回の取締役会、17回の監査等委員会すべてに出席しております。</p> <p>監査等委員長として委員会の運営にあたるほか、経理・財務に関する専門的な知識をはじめとする管理業務全般の知識と、他社の経営者として培われた豊富な見識から、幅広い経営課題への指摘や提言、監査、監督等を積極的に行っております。</p> <p>また、指名報酬諮問委員会委員およびESG委員会委員として、役員報酬制度やコーポレート・ガバナンスの推進に関する課題等について積極的に提言しております。</p> <p>これらにより、当社の経営や業務執行、ガバナンスの持続的改善に対する適切な助言や監査、監督等を行っていただくという、当社が期待する役割を果たしております。</p>
独立社外取締役 (監査等委員)	橋 本 薫	<p>当事業年度に開催された17回の取締役会、17回の監査等委員会すべてに出席しております。</p> <p>弁護士および公認会計士として培われた専門的な知識で、法務・会計の視点から積極的に提言や監査、監督をしております。</p> <p>また、指名報酬諮問委員会委員およびESG委員会委員として、役員報酬制度やコーポレート・ガバナンスの推進に関する課題等について積極的に提言しております。</p> <p>これらにより、法務、会計の視点から当社の職務執行に対して助言や監査、監督等を行っていただくという、当社が期待する役割を果たしております。</p>
独立社外取締役 (監査等委員)	林 光 雄	<p>当事業年度に開催された17回の取締役会、17回の監査等委員会すべてに出席しております。</p> <p>企業経営者としての豊富な知識による専門的見地から、幅広い経営課題について積極的に提言や監査、監督をしております。</p> <p>また、ESG委員会委員として、コーポレート・ガバナンス等に資する提言を積極的に行っております。</p> <p>これらにより、独立・公正な立場で経営の助言や監査、監督を行っていただくという、当社が期待する役割を果たしております。</p>

3. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 会計監査人の報酬等の額

区 分	報 酬 等 の 額
当社が支払うべき報酬等の額	32百万円
当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	32百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の当社が支払うべき報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、取締役、社内関係部署および会計監査人から必要資料を入手し、報告を受けたいうで、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況および報酬見積りの算定根拠などを確認し、適切性、妥当性を判断した結果、会計監査人の報酬等の額について同意の判断を行っております。
3. 当社子会社のうち、MEC EUROPE NV.、MEC(HONG KONG)LTD.およびMEC SPECIALTY CHEMICAL (THAILAND) CO.,LTD.の計算関係書類の監査は、当社の会計監査人のネットワーク以外の監査法人の監査を受けております。その他の子会社の監査費用として、当社会計監査人と同一のデロイトトウシュートーマツのネットワークの会計監査人に対して支払うべき金額の総額は、13百万円であります。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

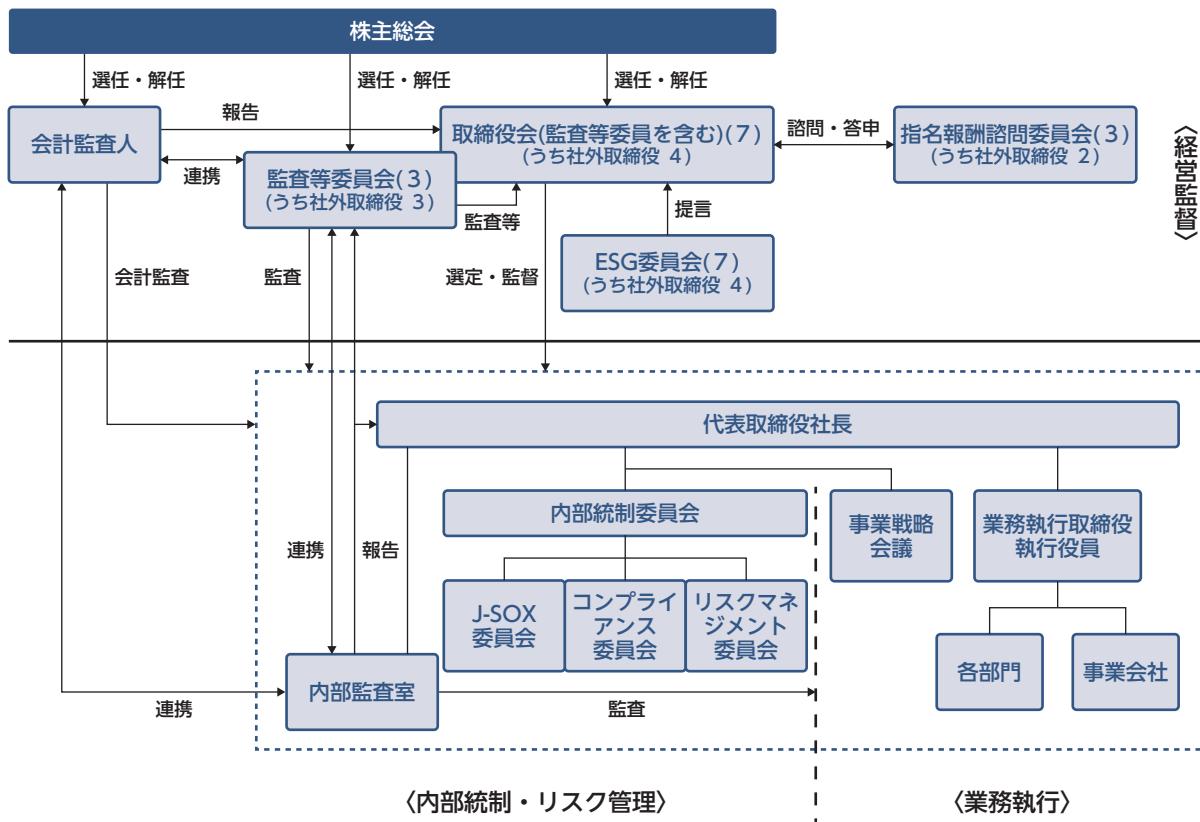
監査等委員会は、会計監査人の選定基準・評価基準を定め、また独立性と専門性を毎期確認しております。会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、検討委員会の答申を受けて、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査等委員全員の同意に基づき、監査等委員会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

4. 会社の体制および方針 [グループコーポレート・ガバナンスの状況]



(1) 当社とその子会社および関連会社（以下、「メックグループ」という。）の業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① メックグループの取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- (i) メックグループの内部統制・コンプライアンス体制の基本として、メックグループ企業行動憲章・企業行動規範およびメックグループ内部統制・内部監査・J-SOX規程、コンプライアンス規程を定める。社長を委員長とする内部統制委員会とその下部組織であるコンプライアンス委員会を設置し、内部統制システムの構築・維持・向上を推進するとともに、必要に応じて、関連規則・ガイドラインの策定、従業員教育を実施する。
 - (ii) 取締役は、メックグループにおいて重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査等委員会および他の取締役に報告する。
 - (iii) 適正かつ効率的な業務の遂行と内部統制体制が不正を未然に防止する体制となっているか、その整備運用状況の監査を行うことを目的に、内部監査部門である内部監査室を設置する。
内部監査室は、年間計画に従って内部監査を実施し、その監査結果を監査等委員会、取締役等に報告する。
 - (iv) 法令違反、就業規則等社内規程に違反する行為、セクシュアル・ハラスメント等非人道的な行為などの事実をメックグループ内部通報制度として、社外取締役の中から1名と内部監査室長、社外の弁護士等を直接の受領者とする内部通報システムを整備する。また内部通報者等が通報および調査に協力したことで不利益な取り扱いとならないよう徹底する。
 - (v) 監査等委員会は、会社の法令遵守体制および内部通報システムの運用に問題があると認めるときは、代表取締役社長に意見を述べるとともに、改善策の策定を求める。
 - (vi) 監査等委員会は監査等委員でない社外取締役および内部監査室に対し、原則として毎月1回開催の監査等委員会にオブザーバーとしての出席を要請することにより会合を持ち、監査結果等について報告するとともに、意見交換をする。
 - (vii) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは決して関わりを持たず、必要であれば警察関係行政機関や顧問弁護士等と連携し、適切な措置を講じる。
- ② メックグループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (i) メックグループの取締役の職務の執行が経営の基本方針に基づき効率的に行われることを確保するため、取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。会社の事業戦略に関わる重要事項については、取締役および執行役員等で構

成する毎月1回開催の事業戦略会議ならびに管理職で構成する毎年2回開催の全社方針会議において議論し、周知徹底を図る。

- (ii) 取締役の職務の執行に対する監督機能を高める等のため、取締役会における社外取締役の員数が過半数もしくは半数となるよう選任をする。一方で執行役員制度の充実も進め、監督と執行の分離を図っていく。
- (iii) 社外取締役が過半数の「指名報酬諮問委員会」と「ESG委員会」を設置し、取締役会に対し多面的な検討をした候補者推薦や多くの提言を行う。
- (iv) 社外取締役は、社長をはじめとする取締役、経営幹部と原則として年に2回の会合を持ち、意見および情報の交換をする。
- (v) 取締役会が決定する業務執行を効率的に行うため諸規程を置き、業務ごとの責任者・決裁権限・執行手続きの詳細を定める。

③ メックグループの取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- (i) 取締役会等重要会議の議事録および稟議書等の決裁書類の作成・保存・管理に関する事項を諸規程に定め、これらに則って業務処理を行うこと。
- (ii) 情報セキュリティ管理規程等の諸規程により、個人情報を含む情報資産の保護に取り組み、定期的に、全役職員に対して情報セキュリティに関する研修を行う。

④ メックグループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (i) 当社事業活動遂行上の主要なリスクとして、イ. 法令・定款違反リスク、ロ. 品質リスク、ハ. 環境リスク、ニ. 個人情報保護・特定個人情報保護リスク、ホ. 情報漏洩・情報セキュリティリスク、ヘ. 災害リスク、ト. サプライチェーンリスク等の事項を認識し、その把握と管理を行うための社内体制を整備する。
- (ii) リスク管理の基本体制として、社長を委員長とする内部統制委員会の下部組織であるリスクマネジメント委員会を設置し、メックグループリスク管理規程および関連規程を整備して、個々のリスクごとの管理責任体制を確立する。
- (iii) 事業継続のための事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan）を策定し、不測の事態が生じたときは、社長を本部長とする対策本部を設置し、必要により外部専門家等の支援も得て迅速に対応し、損害の未然防止、最小化対策を実施する。

- ⑤ グループ各社における業務の適正を確保するための体制
- (i) グループ各社における業務の適正を確保するため、メックグループとしての経営理念・社是・企業行動憲章をはじめとする諸規程を整備し、グループ各社は関連規程、関連規則・ガイドラインの策定、従業員教育を実施する。
 - (ii) グループ各社の経営管理のために関係会社管理規程を定め、これに基づきグループ各社は決裁・報告をすることとし、重要な事項に関しては当社取締役会決議によって、グループ各社の経営管理を行う。
また、事業本部をはじめ、国内各業務部門がそれぞれの業務分野についてグループ各社の業務部門を統括し、連携・協働する。
 - (iii) 取締役は、グループ各社において法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合には、直ちに監査等委員会および他の取締役に報告する。
 - (iv) グループ各社は、当社からの経営管理・経営指導内容に法令違反その他コンプライアンス上問題があると認めるときは、監査等委員会および内部監査室に報告し、監査等委員会および内部監査室は、代表取締役社長に意見を述べ、または改善策の策定を求める。
 - (v) メックグループの監査・内部統制の充実を図るため、監査等委員会と内部監査室はともに国内外の全事業所・全部門を監査する方針としている。グループ会計監査人のみならず海外グループ各社の監査に当たっては、現地会計監査人等とも情報交換を実施する。
- ⑥ メックグループの取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人が監査等委員会に報告するための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制
- (i) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）および従業員が監査等委員会に報告すべき事項および時期については、諸規程に基づき、取締役（監査等委員である取締役を除く。）および従業員は、当社の業務または業績に影響を与える重要な事項について監査等委員会に都度報告する。また、上記の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを受けないよう徹底する。
 - (ii) 前項に拘わらず、監査等委員会は、いつでも必要に応じて、取締役（監査等委員である取締役を除く。）および従業員に対して報告を求めることができる。

- ⑦ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (i) 監査等委員会と内部監査室は、会計監査人と原則として年間4回の会合を持ち、意見および情報の交換を行い、連携と相互牽制を図る。
 - (ii) 監査等委員会は、監査の実施に当たり必要と認めるときは、弁護士、公認会計士その他の外部専門家を独自に起用することができる。監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還については、監査等委員の請求に基づき適切に処理をする。
- ⑧ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人（補助使用人）を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 監査等委員会の補助に関する規程を設け、監査等委員会から要請があった場合の補助使用人の任命等の手続きを定める。
- 補助使用人の属する事務局は、監査等委員会の補助に関する規程の定めるところにより、監査等委員会に設ける。
- ⑨ 補助使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項
- 取締役会は、補助使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を確保するため、その人事（異動、報酬等）については、監査等委員会の同意を得たうえで決定することとする。補助使用人は、監査等委員より監査業務に必要な命令を受けた場合は、その命令に関して取締役（監査等委員である取締役を除く。）、使用人の指揮命令を受けない。

(2) メックグループの業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- ① 法令および定款に適合することの確保に関する運用状況
- (i) 全取締役が出席する内部統制委員会を2回、コンプライアンス委員会を半年に1回計2回開催いたしました。いずれにおいても、開示すべき重要な不備に該当する指摘はありませんでした。
- 内部監査室は監査等委員会と協議した年間監査計画を取締役に報告し、内部監査の結果を都度監査等委員会、取締役会等に報告しております。

- (ii) 内部通報システムのより一層の充実を図るため、メックグループとしてのグローバル内部通報制度を整備いたしました。内部通報システムの運用状況は内部統制委員会にて報告いたしました。
 - (iii) 監査等委員でない社外取締役と内部監査室長は、原則月1回開催される監査等委員会にオブザーバーとして出席し、監査等委員である取締役と有効な意見交換をしております。
 - (iv) メックグループの経営方針および企業行動規範の周知・徹底を図り、良き企業市民としての行動ができるよう、新たに入社した従業員（契約・派遣も含む）には『労務・倫理ガイドライン』によるコンプライアンス教育の周知・徹底を行っております。
 - (v) メックグループの経営理念、中期経営計画等の経営方針を、共通価値観を持って捉え行動できるようグループ各社の取締役・執行役員および使用人に周知・教育を実施し、浸透を図っております。
 - (vi) 全社のコンプライアンス状況の把握を目的とし、モニタリング調査を定期的を実施し、コンプライアンス委員会に報告しております。
- ② 取締役の職務執行が効率的に行われることの運用状況
- (i) 当事業年度に取締役会を17回開催し、新しい中期経営計画の策定、会社法改正、人事制度、コーポレート・ガバナンスの充実、海外子会社案件等について活発な議論と審議を行いました。
 - (ii) 指名報酬諮問委員会を6回、ESG委員会を5回開催し、取締役等の選任議案の審議、報酬制度、取締役会評価、改訂コーポレートガバナンス・コード対応等の案件を中心に有効な提言を取締役会に行いました。
 - (iii) 社外取締役と社長・経営幹部とで年2回の意見交換会を実施し、経営の基本にかかわるテーマを中心に活発な議論をいたしております。
 - (iv) 重要な業務執行の決定を代表取締役社長に委任するとともに適正な職務執行権限委譲を実施し、迅速な職務執行に資するようにいたしております。
- ③ 情報の保存および管理に関する運用状況
- 当社は、株主総会議事録、取締役会議事録および計算書類等について、法令の定めにより保存期間を設定し、適切に保存しております。

④ リスク管理に関する運用状況

当社は薬品を扱う業種のため、特に安全や化学薬品のリスクアセスに重点を置いて取り組んでおります。また、経営リスクに関しても年度ごとに見直し、年2回の全社方針会議において検証を行っております。さらに、リスクマネジメント委員会において、情報の共有と不備の洗い出しを実施・確認しております。

⑤ グループ各社の業務の適正を確保するための運用状況

新型コロナウイルス感染拡大による影響のため、選定監査等委員と内部監査室はグループ各社のリモートによる監査を実施し、必要に応じて現地会計監査人とのリモートによる情報交換を実施いたしました。

⑥ 監査等委員会の監査に関する運用状況

(i) 監査等委員は、事業戦略会議、全社方針会議等の重要な協議の場に参加し、往査結果と合わせ内部統制システムの整備・運用状況を確認しております。

(ii) 監査等委員会は、会計監査人と年5回、内部監査室と年17回の意見および情報交換会を実施し、経理部門との打ち合わせ会にも出席しました。監査等委員会は、会計監査人との打ち合わせ内容を取締役に都度報告しております。

<ご参考>

コーポレートガバナンス・コードに関する主な取組み

① 招集通知の早期開示および議決権の電子行使

当社は、株主総会における議決権をはじめとする株主の皆様の権利が実質的に確保されるよう努めております。

株主の皆様が議決権行使するための十分な検討期間を設けられるように、招集通知を株主総会開催日の3週間前に発送、さらにその1週間前にウェブサイトにて電子開示を行い、正確な情報の迅速かつ公平な提供に努めております。

また、株主の皆様の実便性も考慮し、議決権の電子行使を導入しております。

② 株式報酬制度の導入

当社は、株主の皆様と一層の価値の共有を図るため、また当社の中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献のため、取締役および執行役員向け株式報酬制度を導入しております。

③ 取締役会および監査等委員会評価

取締役会および監査等委員会の実効性を確保するため、取締役会および監査等委員会評価を実施いたしました。

取締役会評価は、全取締役を対象に自己評価を実施し、その結果を以降の取締役会運営改善・内容の向上に活かし、実効性を確保しております。

監査等委員会評価は、監査、監督に係る選択項目について監査等委員の自己評価および独立社外取締役（監査等委員を除く。）と内部監査室長による外部評価を実施しております。

④ サステナビリティについての取り組み

当社はサステナビリティについての取り組みをCSR報告書にまとめ、当社HP上で公開しております。

<https://www.mec-co.com/csr/env-report/>

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

① 剰余金の配当等の決定方針

当社は、剰余金の配分につきましては、長期的な企業価値拡大のための事業活動への再投資と株主を始めとする各ステークホルダーに対する利益還元との均衡を基本に、当該期および今後の業績等を勘案のうえ実施する方針であります。事業活動への再投資としては、競争力の強化・維持のための研究開発投資、生産設備投資、国際戦略投資を中心に据えつつ、継続的な事業活動を支える安定した財務体質確立のための内部留保も図ってまいります。また、配当金につきましては、安定配当の考え方を維持しつつ期間利益の反映を図る所存であります。

② 当期の剰余金処分

繰越利益剰余金3,276,707,367円の処分につきましては、上記の基本方針に基づくとともに、株主各位の日頃のご支援にお応えするため、2022年2月14日開催の取締役会決議により、1株当たり期末配当金は21円とし、既の実施済みの中間配当金14円を合わせ年間配当金1株当たり35円とさせていただきます。期末配当金の総額は402,681,720円であります。また、別途積立金に1,500,000,000円を積立て、残額の1,374,025,647円を次期繰越利益とさせていただきます。

連結貸借対照表

(2021年12月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	13,839,489	流 動 負 債	3,791,366
現金及び預金	7,152,812	支払手形及び買掛金	987,823
受取手形及び売掛金	4,858,183	電子記録債務	748,762
電子記録債権	288,325	未払金	404,291
商品及び製品	589,951	未払費用	157,453
仕掛品	223,120	未払法人税等	748,939
原材料及び貯蔵品	580,226	賞与引当金	332,347
その他	150,840	役員賞与引当金	41,760
貸倒引当金	△3,969	設備関係未払金	93,926
		その他	276,061
固 定 資 産	11,465,872	固 定 負 債	584,888
有 形 固 定 資 産	8,891,606	繰延税金負債	477,768
建物及び構築物	4,570,352	退職給付に係る負債	2,038
機械装置及び運搬具	799,384	株式報酬引当金	64,487
工具、器具及び備品	399,551	その他	40,594
土地	3,008,363	負 債 合 計	4,376,254
使用権資産	42,115	純 資 産 の 部	
建設仮勘定	71,838	株 主 資 本	18,990,595
無 形 固 定 資 産	147,248	資 本 金	594,142
投 資 そ の 他 の 資 産	2,427,017	資 本 剰 余 金	541,273
投資有価証券	1,303,230	利 益 剰 余 金	18,996,261
退職給付に係る資産	956,448	自 己 株 式	△1,141,081
繰延税金資産	9,354	その他の包括利益累計額	1,938,512
その他	157,984	その他有価証券評価差額金	584,363
資 産 合 計	25,305,362	為 替 換 算 調 整 勘 定	1,119,580
		退職給付に係る調整累計額	234,568
		純 資 産 合 計	20,929,107
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	25,305,362

連結損益計算書

(2021年1月1日から
2021年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売上高		15,038,440
売上原価		5,715,049
売上総利益		9,323,391
販売費及び一般管理費		5,383,499
営業利益		3,939,891
営業外収益		
受取利息	28,665	
受取配当金	11,871	
試作品等売却収入	5,897	
投資事業組合運用益	23,467	
為替差益	80,556	
その他	19,735	170,193
営業外費用		
支払利息	842	
売上割引	3,858	
その他	894	5,595
経常利益		4,104,489
特別利益		
固定資産売却益	1,694	1,694
特別損失		
固定資産売却損	312	
固定資産除却損	13,518	13,830
税金等調整前当期純利益		4,092,353
法人税、住民税及び事業税	1,153,253	
法人税等調整額	△10,360	1,142,893
当期純利益		2,949,459
親会社株主に帰属する当期純利益		2,949,459

貸借対照表

(2021年12月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
流動資産	7,823,718	流動負債	2,843,402
現金及び預金	4,179,503	支払手形	58,933
受取手形	91,856	電子記録債権	748,762
電子記録債権	288,325	買掛金	365,519
売掛金	2,616,844	未払費用	253,749
商品及び製品	213,400	未払法人税等	138,829
原材料及び貯蔵品	338,583	預り金	640,290
前払費用	11,040	賞与引当金	90,778
未収入金	58,173	役員賞与引当金	329,849
その他の	25,991	設備関係支払手形	41,760
固定資産	10,538,836	設備関係電子記録債権	25,500
有形固定資産	6,802,482	設備関係未払金	65,077
建物	3,569,165	設備関係の	79,077
構築物	146,834	その他	5,276
機械及び装置	486,548	固定負債	300,189
車両運搬具	16,399	繰延税金負債	211,238
工具、器具及び備品	246,918	資産除去債務	587
土地	2,274,036	株式報酬引当金	64,487
建設仮勘定	62,579	その他	23,877
無形固定資産	130,452	負債合計	3,143,592
借地権	29,380	純資産の部	
ソフトウェア	100,921	株主資本	14,634,599
その他	151	資本金	594,142
投資その他の資産	3,605,901	資本剰余金	541,273
投資有価証券	1,303,230	資本準備金	446,358
関係会社株式	1,057,492	その他資本剰余金	94,914
出資金	5	利益剰余金	14,640,264
関係会社長期貸付金	516,000	利益準備金	63,557
長期前払費用	108,300	その他利益剰余金	14,576,707
前払年金費用	604,824	別途積立金	11,300,000
その他	16,048	繰越利益剰余金	3,276,707
資産合計	18,362,554	自己株式	△1,141,081
		評価・換算差額等	584,363
		その他有価証券評価差額金	584,363
		純資産合計	15,218,962
		負債及び純資産合計	18,362,554

損益計算書

(2021年1月1日から
2021年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売上高		10,556,738
売上原価		3,821,988
売上総利益		6,734,750
販売費及び一般管理費		3,647,071
営業利益		3,087,678
営業外収益		
受取利息及び配当金	438,811	
試作品等売却収入	5,897	
為替差益	88,842	
その他	32,966	566,517
営業外費用		
支払利息	199	
その他	292	491
経常利益		3,653,704
特別利益		
固定資産売却益	8	8
特別損失		
固定資産除却損	2,449	2,449
税引前当期純利益		3,651,262
法人税、住民税及び事業税	831,755	
法人税等調整額	21,352	853,107
当期純利益		2,798,154

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年2月10日

メック株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
神戸事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 伊東昌一

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 池田哲也

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、メック株式会社の2021年1月1日から2021年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、メック株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年2月10日

メック株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
神戸事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊 東 昌 一

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 池 田 哲 也

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、メック株式会社の2021年1月1日から2021年12月31日までの第53期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年1月1日から2021年12月31日までの第53期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。監査の方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役、内部監査室その他の使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

監査等委員会が定めた「監査等基準」に準拠し、監査の方針、監査計画及び職務の分担等に従い、内部監査室と連携のうえ、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会、事業戦略会議その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等から職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及びすべての事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。代表取締役社長・経営幹部と監査等委員を含めた社外取締役との意見交換会を年2回持ち、内部監査室とは計17回の会合を持ちました。また、子会社については、子会社の取締役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受け、またリモートによる監査を実施し、重要書類を閲覧し、その業務及び財産の状況を調査いたしました。

事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、専門性に裏付けられた適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人から事前に監査計画の説明を受け、また職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。会計監査人とは5回の会合を持ちました。子会社の会計監査人とも必要に応じてリモートによる意見及び情報の交換の場を持ちました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人「有限責任監査法人トーマツ」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人「有限責任監査法人トーマツ」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年2月17日

メック株式会社 監査等委員会

監査等委員 高尾光俊 ㊟

監査等委員 橋本薫 ㊟

監査等委員 林光雄 ㊟

(注) 監査等委員3名は、全員、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

定時株主総会会場ご案内図

会場 都ホテル 尼崎 3階 鳳凰の間

兵庫県尼崎市昭和通2丁目7番1号

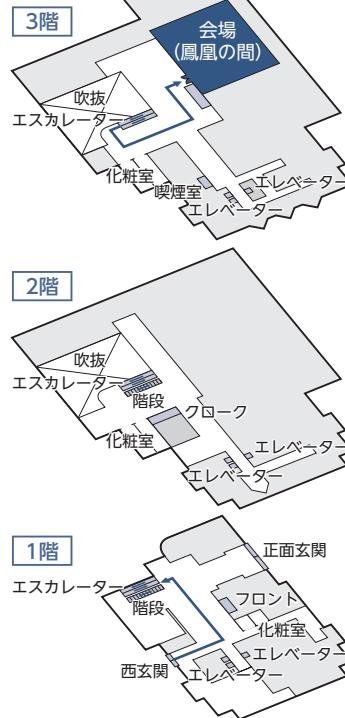
※本総会専用の駐車場の用意がございませんので、公共交通機関でのご来場をお願いいたします。



株主総会会場
都ホテル 尼崎



都ホテル 尼崎 フロア図



交通 「阪神尼崎駅」 西改札を出て北方面にお進みいただき中央公園より立体遊歩道にて徒歩約6分